

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年12月20日(水) 午後2時00分から午後3時20分
開 催 場 所	清須市役所(北館)3階 研修室
議 題	1 開会 2 議事 (1)令和6年度清須市国民健康保険税率について(諮問) (2)国民健康保険税条例改正について 「国民健康保険税条例改正(産前産後に係る減額) (賦課限度額)」について (3) その他 3 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 配席図 4 資料1 国民健康保険税条例改正について 5 別添1 第3期 データヘルス計画 パブリックコメント 素案・ご意見提出用紙 6 諮問書(写) 7 資料A 令和6年度仮係数による事業費納付金と標準保険税率について 8 資料A-2 令和6年度税率見込み 9 資料B モデルケースにおける保険税額
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	2名
出 席 委 員	公 益 代 表 : 水野委員、岡田委員、佐藤(あ)委員 保険医等代表 : 前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表 : 山田委員、佐藤(明)委員、後藤委員
欠 席 委 員	なし
事 務 局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長、浅野保険年金課長、犬飼保険年金課長補佐、岡田保険年金課長補佐

## 会議の経過《意見の要旨》

### ●事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和5年度第1回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。司会を務めさせていただきます、保険年金課課長補佐の岡田でございます。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。お手元でございます「配布資料一覧」の1から5までとなっております。1. 本日の次第、2. 委員名簿、3. 配席図、4. 資料1 国民健康保険税条例改正について、5. 別添1 第3期 データヘルス計画 パブリックコメント素案・ご意見提出用紙

以上をお配りしております。不足の資料等はございませんでしょうか。

開会に先立ちまして、委員の出席状況を、ご報告させていただきます。本日は、全委員出席となっております。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項としまして、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、永田市長よりご挨拶申し上げます。

### 【市長あいさつ】

### ●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第3「委員紹介」に移ります。

本協議会 会長の、河野 ともえ委員は、本年4月末日に、諸事情により 委員を退任されました。そのため、本協議会 開催通知は、会長職務代理者名で通知させていただきました。

河野様より、後任の推薦があり女性の会 会長、佐藤 あつ子様は委員に就任していただくこととなりましたので、委員の皆さまにご紹介いたします。

公益代表、女性の会会長：佐藤 あつ子様

### ●委員

ただ今ご紹介いただきました。女性の会の佐藤です。よろしく願いいたします。何分にも素人で、これからしっかり勉強していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

なお、事務局は、市民環境部長の石田、保険年金課長の浅野、課長補佐の犬飼、そして私課長補佐の岡田が出席しております。よろしくお願いいたします。

これからは清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり、会務を総理していただくこととなりますが、会長が不在となっておりますので、第2項の規定により、会長職務代理者に議長をお願いいたします。それでは水野会長職務代理者よろしくお願いいたします。

●会長職務代理者

次第に沿って会議を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

次第4「会長の選任」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

●事務局

本協議会会長の河野委員が4月末をもって委員を退任されましたので、新たに会長の選任が必要となります。

つきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から、全委員によって選挙するよう規定されております。

会長の選任は、公益代表委員、水野格廉委員、岡田巖委員、佐藤あつ子委員の中から、委員の選任をお願いしたいと存じます。なお、会長の任期は、令和7年10月31日までとなります。

●会長職務代理者

事務局の説明のとおり、公益代表の中から会長選任するわけですが、立候補または推薦がありましたらご発言をお願いいたします。

●委員

会長職務代理者である、水野委員を推薦したいと思います。

●会長職務代理者

その他、発言がありましたらお願いします。

それでは、他に無いようですので、ご指名でございますので、私が会長を務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

「拍手あり」

ありがとうございます。

それでは、今後決められた間、会長として進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長として特段あいさつする内容は持っておりませんが、この会議の国民健康保険運営協議会の役目は非常に重要だということは、私も前回やりましたので、重々承知

しております。慎重に審議していただき、市長から諮問を受けて、我々が協議して、答申を出すっていう形式になっておりますので、よろしくお願いします。

また、これだけの少人数の委員で協議するわけでございますので、協議会としての職責を果たしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

●会長

それでは、議事を進めます。

その前に、私が会長に選任され、会長職務代理者が欠員状態にありますので、選出をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

選出については一任していただき、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

〈意見なし〉

特段意見が無いようでございますので。

それでは私の方から、選任という形になりますが、岡田委員に、会長職務代理者をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〈岡田委員了承〉

それでは本人も承知していただきましたので、岡田委員を会長職務代理者として、今後進めていきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に本日の議事録署名者を私の方から指名を行います。

本日の議事録署名者には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、岡田巖委員と宮田壮一委員を指名します。よろしいでしょうか。

〈はい〉

ありがとうございます。

議事録については、事務局で作成をお願いしたいと思います。

それでは、次第6の議事に入っていきます。

(1) 番の令和6年度清須市国民健康保険税率について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

●事務局

それでは、ここで市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。

それでは市長お願いいたします。

<市長、諮問書を読み上げ会長へ渡す。>

●事務局

ありがとうございました。

諮問については以上でございます。

これから議事に入りますが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<市長退席>

委員の皆様には、ただいまの諮問書の写し及び資料AからBを手元に、今から配付いたします。しばらくお待ちください。

●会長

それでは、今お配りした資料に基づいて進めていきます。

令和6年度清須市国民健康保険税の改正についての諮問書を議題として、進めていきます。

令和6年度の国民健康保険税率について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

《令和6年度清須市国民健康保険税率、資料A、資料A2、資料Bを使って説明》

●会長

ありがとうございました。

今の説明に対して、質問を受けます。

<質問なし>

質問が無いようです、十分理解した、とは思っておりませんが、令和7年度に標準税率まで持って行こうと思うと大変ですね。

●事務局

県は、事業費納付金を納めるためには、標準税率で標準的な収納率が確保されれば、その事業費納付金は納められる試算をしております。

赤字補填を解消するためには、標準税率・標準収納率とする必要があります。

収納率につきましては、保険年金課と収納課が協力して、対応しています。

今後、標準税率を下げる努力としましては、清須市から法定外繰入の赤字補填以外の繰り入れを行い、標準税率を下げるような努力をさせていただいております。以上でございます。

●会長

先ほどA-2で説明があった、被保険者数の状況で、なぜこんなに減るのですか。

●事務局

団塊の世代の方が、75歳になると、国保等を喪失し、後期高齢者医療へ移ります。以前は、会社員の方が60歳で、定年し、国民健康保険に加入の状況でしたが、最

近では、定年延長等により65歳まで働かれる方、65歳過ぎても社会保険に入られる方が増加している状況と、現役世代の中でも、短期労働者、非正規労働者の方も、会社の健康保険に入るようになりましたので、全体としては、減少傾向にあります。以上です。

●会長

分母（被保険者数）が大きくなると、財政的には安定しますか。

●事務局

医療費については、清須市が支払う医療費は、全額県からの交付金で賄っています。県は、県全体の医療費を試算し、国や、他の保険者からの交付金等を加減算し、残りの分を各市町村の方で分けて事業納付金として徴収しています。被保険者の増加により、財政的に安定するかは、影響ないかなと思います。

但し、市町村においては、被保険者が1万人を切る状況になりますと、標準的な収納率が上げられてしまいます。その分赤字が増えるというような状況になりがちです。以上です。

●会長

ちなみに聞きますが、一宮市とか春日井市付近で30万ぐらい人口のあるところの、令和6年度の県の示す標準税率・税額はどうなっていますか。

●事務局

清須市の標準税率の医療分として示されたのが、所得割で7.45%、均等割で3万1124円、平等割で2万1088円ですが、

一宮市の標準税率の医療分は、所得割で7.75%、均等割で3万2353円、平等割で2万1921円、標準税率の中では清須市よりも一宮の方が高い状況です。

一宮市の令和6年度の税率は、現在検討中と思われます。

被保険者数は、令和5年4月1日現在、一宮市は6万9209人、清須市は1万1000人ほどというところです。

医療水準・所得水準に応じて、県は清須市の標準税率を示しますので、当面の目標は標準税率に合わせる必要がありますが、清須市は、医療水準が高いため、負担も上昇傾向にあります。

皆様が、特定健診を受診していただき、健康になることで、医療費水準を下げるといような事業も並行して進めています。

●会長

諮問での税率について、どのように判断したらいいか、何かいい判断材料はありませんか。

●事務局

ちなみに昨日の国保実務という冊子で、協会けんぽの6年度の平均保険料率は、収入に対し10%（介護分除く）維持する方向で一致したとありました。

これにつきましては、国保の税率は所得に対してであり、条件も異なるため協会けんぽ

んぽと直接比較対照できませんが、例えば所得が200万円とすると、給与収入では300万弱となります。

協会けんぽでは、料率10%とすると保険料は年間で30万弱ぐらいですが、国保では、所得200万円の方だと、6年度の税率で、21万円程度になります。社会保険と比べても、国民健康保険の税率が標準税率とすることを目指すことが必要と考えます。その点においては、市も上げるのはやむを得ないと考えておりますが、一方で、急激な負担増を避けるようにとの考え方で設定をさせていただいているという状況です。

●会長

そもそも論を聞きますが、国民健康保険は、なぜ特別会計なのですか。

●事務局

特別会計にしているのは、その事業の中だけで独立した経営管理を行うこととしているためです。

清須市では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険で、その目的とする特定の事業の状況を明確化することを目的としています。

●会長

さっきも言われましたが、健保は事業主負担との折半のため、個人負担は少なくなります。それを国保と比べてみようとする、どのような状況となっていますか。

●事務局

国民健康保険につきましては、医療費の32%が国の負担となっています。その他は、社会保険、協会けんぽや企業の健康保険組合など若い世代の方が入っている健康保健は医療費も少ないため、年齢調整を目的とした支援がされています。

実際に医療給付費に対する保険料の負担率は、協会けんぽの令和4年度の決算では、保険料の収入額が医療費に対して約146%ですが、保険料収入の半分を事業主が負担するためその場合は、約73%となっています。

国民健康保険は、本市の保険給付費約40億に対して13億で、負担率約30%が保険税負担となっています。

●事務局

清須市の医療費は、愛知県下でもかなり高い水準にあることが一つの要因であり、健診の状況など様々な状況を含め、標準税率、事業費納付金等が決まります。標準税率が一定であればいいのですが、それは毎年上がり、追いつかなければならない状況になってきています。

一旦止めてしまうと、いずれかの時点で大幅に上げる必要がでてくることも考えられます。

上げる幅については考慮して、市民の方の急激な負担増にならないようにと言いつつも負担はやはり伴うというのは事実です。

ただ、低所得者の方については、法定軽減をさせていただいており、漏れのないよう対応させていただきます。

一般会計から繰入を投入すれば税率が安くなるかについてですが、これは国の方針もあり、独立採算制で行い、一般会計からの赤字補填を解消することとなっています。

解消できずにいるとペナルティがあります。例えば、国の方からの交付金も減ることとなり、そちらにも気を配る必要があります。また、国保の加入率が2割弱ぐらいで、国保以外の方が8割ぐらいとなり、一般会計から赤字補填分を繰り入れると、その8割の方からのご理解が得られるのかということもあります。

以上のことを勘案してまとめますと、今回お示しした税率・税額、との考えとなり、諮問させていただいたということでございます。

来年の話はまた来年の議論として、基本的な計画目標としては、先は不透明な部分もありますが、標準税率・税額に少しずつでも近づけていかないといけないと考えております。

●会長

何かありませんか。次回の会議で、答申ですか。

●事務局

はい。それでお願いしたいと思います。

●会長

日程はいつですか。

●事務局

来年の1月24日に予定しています。

●会長

ちょうど1ヶ月ぐらいですね。

●事務局

期間が非常に短いのは、事業費納付金、仮の係数の標準税率の通知が遅く、当初予算編成期限までの期間が非常に短く、どうしてもタイトな、スケジュールとなっております。事情を踏まえ、ご理解ください。

●会長

1ヶ月しかないので、疑問に思われたことは、事務局に質問してください。

●事務局

諮問については税率だけでなく、その資料について読み込む必要があり、難しいところもありますので、次回までに意見をいただければ幸いです。

ご意見や必要な資料については、1月の中旬ぐらいまでに事務局の方に教えていただければ、次回の運営協議会のところでお示し、必要によりご説明させていただきます。

●会長

議事について以上でよろしいでしょうか。

随時、事務局に質問をしていただいて、次回の会議にて委員全員が制度を充分共有して、議事にあたりたいと思います。

●会長

それでは、この（１）については以上といたします。

次に、（２）の「国民健康保険税条例改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

●事務局

《資料１「国民健康保健税条例の改正」についてご説明》

●会長

ただいまの事務局の説明に対する質問はありますか

よろしいでしょうか。

それでは特段ないようですので、次の議事に移ります。

（３）「その他」について事務局から何かありましたらお願いします。

●事務局

はい。では（３）について説明いたします。

一つ目は、第２回清須市国民健康保険運営協議会の開催通知をお配りしますので、よろしくをお願いします。

次に２つ目ですが、第三期データヘルス計画、(第四期特定健診、健康診査実施計画含む)、のパブリックコメントの実施について、令和６年１月４日水曜日から２月５日月曜日、市内の１３ヶ所にご意見箱を設置するとともに、広報とホームページに掲載し、広く市民のご意見を伺うこととしております。

運営協議会委員の皆様には、計画素案の写しをお配りしますので、ご意見がある場合は、別添ご意見提出用紙に記載の上、２月５日月曜日までに、保険年金課までご提出してください。

計画完成版案については、第３回国民健康保険運営協議会にてお諮りいたします。以上となります。

●会長

はい。ありがとうございます。

次回の会議を、お配りしました１月２４日に開催すると、来ておりますのでよろしくをお願いいたします。

本日本日予定した内容は以上でございますが、総括して何かありましたら、聞いておきますが。

重要なのは、当初の諮問の内容について、事務局に十分質問して、理解していただくということでよろしくをお願いいたします。

何もなければ、本日の会議は以上としてよろしいでしょうか。

<はいの発言あり>

ありがとうございました。  
それでは本日の会議は終了いたします。  
会議録署名委員を依頼した方には、後日よろしくまたお願いいたします。  
ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

(午後3時20分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和6年1月24日

会 長 水野 格廉

委 員 岡田 巖

委 員 宮田 壮一